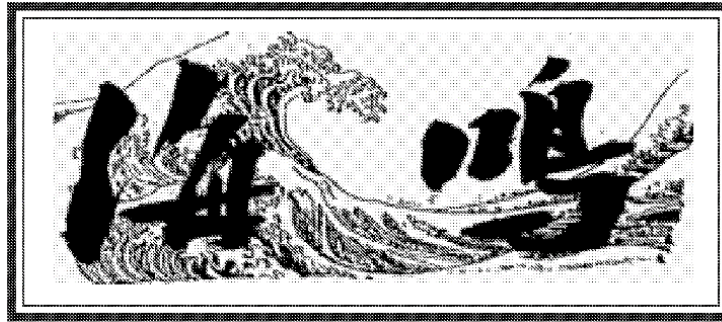




学長選考を考える (第 3 報)

学長選考について、教育学部分会の組合員から投書を頂きました。また、10月には中央執行委員長の声明が発表されました(「新潟日報」によって報道されました)。11月には本学の旭町職員組合の声明も発表されています。12月には中央執行委員会から学長交渉の要求書が提出されています。要求は多岐に渡りますが、学長選考に関係する本学の運営に関する説明を求める内容が含まれています。本号には、上記の内容をまとめて掲載します。ご一読頂き、この問題について考える材料として頂けましたら幸いです。

1月27日(火) 17時00分から、学長交渉が実施される予定です。牛木学長在任中、最後の交渉となります。組合員はどなたでも出席可能です。詳細につきましては、分会執行委員または組合事務室(内線 6096) まで、ご連絡・お問い合わせください。

投書

学長選について思うこと

選考・監察会議による追加の説明文が出されたが、複数学部教授会での決議を受けたわりには以前の説明からさっぱり代わり映えない。「説明してください」という要求に対して「説明しました」ということなのだろうが、大差がついた意向投票の結果をひっくり返したという重大な決定に対する説明にしては軽すぎるように思う。

昨年の千葉大の学長選でも二位候補が学長になったが、その千葉大では議事録が公開され、監察会議での投票結果(各候補の得票数)も明示された。今回の新潟大に比してずっと僅差(88

票差)で一位・二位とも過半数には至らなかった千葉大ですらそのくらいの情報開示をしている。新潟大ではその差はもっと顕著だったのだから少なくとも千葉大くらいの対応をしてもらいたいし、落としどころとしてはそうなるのだろう。

他方で、個人的に気になるのは意向投票の投票率の低さだ。投票率は5割を切っており、とくに五十嵐地区で低かったと聞く。これでは意向投票の結果を軽視する口実を与えかねない。一度得た権利を失うのは簡単だが、取り戻すのは難しい。権利は行使し続けなければ維持できないことを肝に銘じたい。

学長選考についての委員長声明

2025年10月21日

新潟大学職員組合

中央執行委員長 酒匂宏樹

声明

去る8月28日に新潟大学学長選考にかかる教職員意向投票が実施され、得票第一位の学長選考候補者が有効投票の過半数を得ました。しかしながら9月25日の学長選考・監察会議では得票第二位の学長選考候補者が選ばれました。

新潟大学は学内の教職員はもちろんのこと、学外の多くの方々に支えられている公的な機関です。学長候補者の選定という大学の運営に大きな影響を与える判断が下された場合には、

その判断の過程は明確に示されなくてはなりません。9月26日に示された公示や、各種報道機関による報道、10月17日に示された議事概要だけでは情報の公開が不十分です。会議でどのような議論が交わされたのか、選考過程についての具体的説明を学長選考・監察会議に求めます。

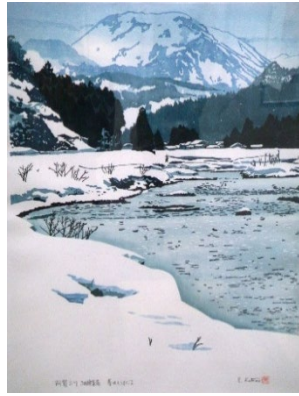
教職員意向投票では、新潟大学の常勤教職員が投票有資格者が新潟大学の行く末を考えながら判断し、投票を行いました。得票第二位の学長候補者がこのまま学長になった場合には、私たちの多数意見に反する学長が誕生することとなります。得票第二位の学長選考候補者が選ばれた理由についても、教職員の納得を得ることを目的とした具体的な説明が必要です。

新潟大学学長選考・監察会議は選考過程と選定理由についての情報公開を行う必要があります。真摯な対応を求めます。

大学が真実を求める学術機関である以上、大学は自律的に運営される必要があります。教職員の意思に反する学長選考が行われることで、大学の自治が損なわれていくことを深く憂慮いたします。公的機関の運営に関する重要な事柄については、一部の集団による決断ではなく、

民主的運営の原則に則って判断が下されるべきです。国立大学法人法によって学長選考についての制度の大枠が定められておりますが、法律に則ってさえいければ、正当な学長選考であるといえるわけではありません。諸権力からの干渉受けずに真実を追求するためには学術界の自律的運営がまもられ、大学の自治、学問の自由が尊重されている必要があります。

学術界の自律的運営の必要性についてのご理解を賜り、大学の自治を守ろうとする諸活動へのご支持を賜りますよう、学内外の皆様にお願ひ申し上げます。



学長選考の結果に対する声明

新潟大学旭町職員組合

2025年11月5日

単にダブルスコアがひっくり返ったという話ではありません。職員による投票の意義、そして1票の重みが分かっているかと

いう問題です。1票の向こうには、それぞれの人生があります。私たちは数字ではありません。一言では語れない背景をみな持ち、日々それぞれの人生を生きている人間なのです。その1票を尊重しない職場は、1人を尊重しません。1人を大切にしません。

学長選考の委員のみなさんは、職員一人ひとりの意思をくみ取り、尊重しようと少しでも思っただのでしょうか。本学HPに掲載された選定理由には、「本学を発展」「取組の継続性」という言葉が並ぶばかりです。見ているものは大学という全体であり、そこには1票の重みを理解し、個別の意見を大切にしようという姿勢はありません。私たち一人ひとりの力により大学が成り立っていることを考え選考に臨んだ委員は、残念ながらいけないようです。

「自分の投票は無意味だった」、「どうせ自分の意見は反映されない」と、多くの職員が思う大学が発展するわけがありません。この大学を良くしたいのなら、優れた理念を持つ学長を選ぶより、まず職員一人ひとりを大切にすべきです。私たちの投じた1票は、単なる数字の1ではありません。それは1人の人間です。私たちは大学の一部で

はなく、私たち一人ひとりにより大学が構成されています。いずれも尊重されるべき1人であり、尊重されるべき1票です。意向投票の必要性や選考の透明性よりも、いま問われているのは、ここが「自分は尊重されている」と職員一人ひとりが思える職場なのかということです。

学長選考に係る本学の運営について説明を求める

新潟大学職員組合「学長交渉要求書」(2025年12月6日提出)より

- (1) 2025年(令和7年)9月25日の学長選考・監察会議において3名の学長選考候補者の中から1名の学長候補者が指名された。学内の常勤教職員、役員による意向投票において得票第一で過半数の票を獲得した学長選考候補者が指名されなかった。教育研究の健全な発展のためには、大学の自律性が重要である。大学の自律的な運営のためには、学長の選考においても、教職員の意思の尊重が重要であると当組合は考えている。この点について学長の見解を問う。
- (2) 2025年に行われた学長候補者選考について、学長選考・監察会議から公表された資料としては9月25日の学長選

考・監察会議の議事概要があるが、公的組織の重要事項を決定する会議の内容を説明する資料としては不十分であると当組合は考えている。9名の委員による3回の投票の内訳はない、また5時間28分の会議であったにもかかわらず、委員(9名)の意見の欄にはわずかな記述しかない。11月26日に発表された「学長候補者の選定について」という文書でもこの状況に変化はない。上記の公開資料が、公的組織の重要事項を決定する会議の内容を説明するものとして十分であると考えているか否か、学長の見解を問う。

- (3) 経営協議会は学長選考・監察会議委員の半数を選出するなど、学長候補者選考において大きな影響力を持っている。経営協議会の運営は国立大学法人法第20条に基づき、新潟大学基本規則において定められている。また、学長裁定による「経営協議会の学外委員の選考方針について」および「経営協議会の運営方針について」が存在する。しかし、これらの条文・文書のみでは、経営協議会委員の選出が実際にどのように行われているのか理解することは不可能である。
- ① 経営協議会学外委員の選出が、具体的にどのような手続きで行われているのか

説明すること。

- ② 新潟大学基本規則第15条の13において「別に定める」とされている事項について、当該規定以外に存在するか否かを回答すること。

- ③ 存在する場合には、当該規定を公表すること。

- (4) 国立大学法人法第20条第2項第3号は、経営協議会の委員のうち学外委員の選任にあたり、教育研究評議会の意見を聴くことを義務付けている。現在の経営協議会学外委員の選任にあたり、教育研究評議会の意見を聴取したか否かを回答すること。いつ、どの教育研究評議会において意見聴取を行ったか、議題として審議したのか、報告事項として扱ったのか、教育研究評議会からどのような意見が出されたか、回答すること。また、意見聴取を行っていない場合は、その理由を説明すること。

- (5) 染矢理事が学長に任命される場合の2月以降の大学の運営において、学内教職員の意見を尊重するのかわかを問う。今後、行われる新潟大学の重要事項の決定をする前に、教職員が参加できる集会を開催するよう要求する。

(編集担当…岡野 勉)